南相馬市条例第 무

南相馬市簡易水道条例の一部を改正する条例

南相馬市簡易水道条例(平成18年南相馬市条例第133号)の一部を次のように改正す る。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分(以下「改正部分」 という。)を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正 部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正 部分を削る。

改正後

(趣旨)

第1条 この条例は、南相馬市簡易水道事業の 給水についての料金、 給水装置工事の費用 負担その他の供給条件及び 給水の適正を保 持するために必要な事項を定めるものとす る。

(市の青務)

第28条 市長は、貯水槽水道(水道法(昭和 32年法律第177号。以下「法」という。) 第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道 をいう。以下同じ。) の管理に関し必要があ ると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対 し指導、助言及び勧告を行うことができるも のとする。

2 【略】

(設置者の責務)

第29条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法|第29条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法

改正前

(趣旨)

第1条 この条例は、南相馬市簡易水道事業の 給水についての料金及び給水装置工事の費用 負担その他の供給条件並びに給水の適正を保 持するために必要な事項を定めるものとす る。

(市の責務)

第28条 市長は、貯水槽水道(水道法(昭和 32年法律第177号。以下「法」という。) 第14条第2項第5号に定める 貯水槽水道 をいう。以下同じ。) の管理に関し必要があ ると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対 し指導、助言及び勧告を行うことができるも のとする。

【略】

(設置者の責務)

第3条第7項に<u>規定する</u>簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の<u>規定により</u>、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に<u>規定する</u>簡易専用水道以外の貯水槽 水道の設置者は、別に定めるところにより、 当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状 況に関する検査を行うよう努めなければなら ない。

別表第1(第2条関係)

給水区域、給水人口及び1日最大給水量

水	大	字	給水	1日
道	字		人口	最大
名			(人	給水
)	量
				(m
				3)
小	北	不動前の一部、南不動前の一	1,51	556
高	鳩	部、仲ノ内の一部、仲田の一	5	
北	原	部、柿木下の一部、南柿木下		
部		の一部、椴木下の一部、白坂		
		の一部、花輪の一部、道下の		
		一部、向畑の一部		
		藤木下の一部、西畑の一部、		
		鳩原の一部、北岩下、谷地添、		
	原	竹ノ内 廻 、南 廻 の一部、台畑、 		
		東望の一部		
		堤下の一部、権現段の一部、		
	草	行徳の一部、北原、南原、日		
		光塚の一部、八幡の一部、秩		
		父山の一部、西堂、一里段、		
		片草 姐 、荒神前、金場台、北		
		谷地の一部、金場前の一部		
	-	上広畑、東広畑の一部、上堀		
	高	内の一部、八景前、門前、上		
		入 題 、上ノ台、古城、城下、		

第3条第7項に<u>定める</u>簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の<u>定めるところにより</u>、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に<u>定める</u>簡易専用水道以外の貯水槽 水道の設置者は、別に定めるところにより、 当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状 況に関する検査を行うよう努めなければなら ない。

別表第1 (第2条関係)

給水区域、給水人口及び1日最大給水量

	1	小		ı
水	大	字	給水	
道	字		人口	最大
名			(人	給水
)	量
				(m
				3)
浦	浦	町、屋敷西、広町の一部、前	<mark>315</mark>	<u>117</u>
<mark>尻</mark>	尻	田の一部、北川原		
<mark>村</mark>	村	前谷地、仲川原、西谷地、西	<mark>400</mark>	<mark>60</mark>
<u>上</u>	上	谷地南坪、舘腰、横砂、北川		
		<mark>の一部</mark>		
小	北	不動前の一部、南不動前の一	1,51	556
高	鳩	 部、仲ノ内の一部、仲田の一	5	
北	原	部、柿木下の一部、南柿木下		
部		の一部、椴木下の一部、白坂		
		の一部、花輪の一部、道下の		
		一部、向畑の一部		
	南	藤木下の一部、西畑の一部、		
	鳩	 鳩原の一部、北岩下、谷地添、		
	原	竹ノ内 延 、南 延 の一部、台畑、		
		東延の一部		
	片	堤下の一部、権現段の一部、		
	草	 行徳の一部、北原、南原、日		
		 光塚の一部、八幡の一部、秩		
		 父山の一部、西堂、一里段、		

	[東畑、舘、舘内東畑、金谷前、				片草 庭 、荒神前、金場台、北	Ì
						万早遅、元仲削、金易口、礼 谷地の一部、金場前の一部	
					1.		
		部、坊山の一部、堂前の一部、			-	上広畑、東広畑の一部、上堀	
		水谷類の一部、土手内、堀内			高	内の一部、八景前、門前、上	
		の一部、八景				入り、上ノ台、古城、城下、	
		馬場内の一部、舘下、岩 翅 の				東畑、舘、舘内東畑、金谷前、	
	井	, ,				三居沢の一部、下入随の一	
		篠原の一部、南篠原の一部、				部、坊山の一部、堂前の一部、	
	倉	目向の一部、川久保の一部、				水谷頃の一部、土手内、堀内	
		三斗蒔の一部				の一部、八景	
	小	西台、龍ヶ 題 、道摩塚、山大			大	馬場内の一部、舘下、岩 麺 の	
	谷	道の一部、官上、元屋敷、門			井	一部	
		前、入ノ随の一部、渋谷随の			羽	篠原の一部、南篠原の一部、	
		一部、赤坂の一部、権現平、			倉	目向の一部、川久保の一部、	
		妙見平、台、入道草、前畑、				三斗蒔の一部	
		中ノ内、江戸内、鍛冶前の一			小	西台、龍ヶ 随 、道摩塚、山大	
		部、手子塚の一部、深町の一			谷	道の一部、官上、元屋敷、門	
		部、北谷地の一部、八幡の一				前、入ノ踵の一部、渋谷踵の	
		部				一部、赤坂の一部、権現平、	
	飯	迎山の一部				妙見平、台、入道草、前畑、	
	崎					中ノ内、江戸内、鍛冶前の一	
	飯	南田の一部、坂下、杉平の一1,	30 610			部、手子塚の一部、深町の一	
	崎	部、坊前、田中前、砂子田の9				部、北谷地の一部、八幡の一	
		一部、仲沖の一部、西根田、				部	
,		作田、根崎、大畑、烏内、北			飯	迎山の一部	
		久保、北台、歓請内、十日林、			崎		
		原、北原、西原、南原、一ノ		小	飯	南田の一部、坂下、杉平の一1,30	61
		関の一部、横大道の一部、南		高	崎	部、坊前、田中前、砂子田の9	
		台、上田の一部、中平の一部、		西		一部、仲沖の一部、西根田、	
		大沢の一部、迎山の一部		部		作田、根崎、大畑、烏内、北	
	金	東川原の一部、西内の一部、				久保、北台、歓請内、十日林、	
	谷	南釘野の一部、北釘野の一				原、北原、西原、南原、一ノ	
		部、下釘野の一部、沼尻、北				関の一部、横大道の一部、南	
		原、作 随 、若林の一部、天梅				台、上田の一部、中平の一部、	
		の一部、北、東				大沢の一部、迎山の一部	
		西田の一部、浜井場の一部、			金	東川原の一部、西内の一部、	
		広畑、舘越、下新田の一部、				南釘野の一部、北釘野の一	
		上新田の一部		11		部、下釘野の一部、沼尻、北	

小	幅下前、幅下、川北の一部、	
屋	幅の一部	
木		
大	犬塚の一部、向田の一部、熊	
富	平の一部、大田切の一部	
小	摩辰の一部、山大道の一部、	
谷	渋谷 延 の一部、赤坂の一部、	
	入ノ 顕 の一部	

原、作**随**、若林の一部、天梅の一部、北、東大西田の一部、浜井場の一部、 田広畑、舘越、下新田の一部、 田上新田の一部 小幅下前、幅下、川北の一部、 「中の一部」 大塚の一部、向田の一部、熊富平の一部、大田切の一部 小摩辰の一部、山大道の一部、 谷 渋谷**随**の一部、赤坂の一部、 入ノ**随**の一部

別表第2(第18条関係)

別表第2 (第18条関係)

1 浦尻簡易水道事業の水道料金

口径	基本料	従量	料金	(1月)	こつき	1立2	<mark>ラメー</mark>
<mark>別</mark>	金(1月			トル当	iたり)	
	<u>につき)</u>	10立	10立	<u> 20立</u>	<u>50立</u>	<u>100</u>	<mark>200</mark>
		<u> 方メ</u>	<u>方メ</u>	<u>方メ</u>	<u>方メ</u>	立方	立方
		ート	<u> </u>	<u> </u>	<u>ート</u>	メー	メー
		ルま	ルを	ルを	ルを	トル	トル
		で	<u>超え</u>	<u>超え</u>	<u>超え</u>	を超	を超
				<u>50立</u>	100	<u>え20</u>	<u>える</u>
			<u>方メ</u>	<u>方メ</u>		<u>0立</u>	<mark>部分</mark>
			<u> </u>	<u> </u>	メー	<u>方メ</u>	
			ルま っ	ルま っ	トル	<u> </u>	
			で	で	まで	<u>ルま</u> で	
13ミ	900円	50円	118	120	121	_	204
リメ	00011	0011	III。 円	円 円	· <mark>土立土</mark> 円	円 円	<u>201</u>
ート			<u> </u>			<u> </u>	
ル							
<u>20 ₹</u>	1,100円						
リメ							
ート							
<mark>ル</mark>							
<u>25 ₹</u>	2,300円						

<mark>リメ</mark>				
<u> </u>				
<u>IV</u>				
30 ≷ 3, 100円				
リメ				
<u> </u>				
<u> </u>				
<u>40 ミ 4,400円</u>				
リメ				
<u> </u>				
<u> </u>				
<u>50</u> ミ 7,900円				
リメ				
7				
75 2 19 200				
75 ₹ 12, 300				
<u>リメ</u> ・				
<u>///</u>				
100 28, 000				
<u>ミリ</u>				
<u> </u>				
<u>トル</u>				

備考 専用給水装置及び共用給水装置の、口径13ミリメートル及び20ミリメートルの基本料金には水量5立方メートル分までを含むものとし、これに係る従量料金については5立方メートルを超える部分について適用するものとする。

2 村上簡易水道事業の水道料金

<mark>口径</mark> 基	本料	従量	料金	(1月)	こつき	: 1立フ	5メー
<mark>別</mark> 金	(1月			トル当	<u>たり</u>)	
<u>12</u>	つき)	10立	<u>10立</u>	<u>20立</u>	<u>50立</u>	<u>100</u>	<mark>200</mark>
	-	方メ	<mark>方メ</mark>	方メ	<mark>方メ</mark>	立方	立方
		<u>ート</u>	<u> </u>	ート	<u>ート</u>	メー	メー
		ルま	ルを	ルを	ルを	トル	トル
	,	で	超え	超え	超え	を超	を超
			20立	<u>50立</u>	<u>100</u>	<u>え20</u>	える

13ミ 1,500円			で	まで	ルま	
<u>リメ</u> ート	<u>58円</u>	<u>168</u> 円	<u>170</u> 円	<u>172</u> 円	<u>で</u> 280 円	<mark>305</mark> <u>円</u>
ル 20ミ 1,550円 リメ						
ート ル 25ミ 2,300円 リメ						
ート ル 30ミ リメ						
ート ル 40ミ 2,400円	<mark>21円</mark>	<u>168</u>		<u>170</u>	<u>171</u>	<u>172</u>
リメ ート ル 50ミ 2,500円		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
リメ ート ル 75ミ 12,300						
<u>リメ</u> ート ル						
100 28,000 ミリ メー トル						

小高北部簡易水道事業及び小高西部簡易水道事業の水道料金

口径基	本料	従量	料金	(1月)	こつき	: 1立力	テメー
別金	: (1月]	トル当	iたり)	
13	つき)	10立	10立	20立	50立	100	200
		方メ	方メ	方メ	方メ	立方	立方
		ート	ート	ート	ート	メー	メー
		ルま	ルを	ルを	ルを	トル	トル
		で	超え	超え	超え	を超	を超
			20立	50立	100	え20	える
			方メ	方メ	立方	0立	部分
			ート	ート	メー	方メ	
			ルま	ルま	トル	ート	
			で	で	まで	ルま	
						で	
13 ₹ 1 ,	665円	83円	195	198	200	201	220
リメ			円	円	円	円	円
ート							
ル							
20 ₹ 1,	735円						
リメ							
← ト							
ル							
25 ₹ 1 ,	750円						
リメ							
ート							
ル							
$30 \stackrel{<}{_{\sim}} 2$,	550円						
リメ							
ート							
ル							
40 ₹ 5 ,	600円						
リメ							

径13ミリメートル及び20ミリメートルの基本料金には水量5立方メートル分まで を含むものとし、これに係る従量料金については5立方メートルを超える部分について適用するものとする。

3 小高北部簡易水道事業及び小高西部簡易水 道事業の水道料金

口径	基本料	従量	料金	(1月)	こつき	:1立フ	ラメー
別	金(1月			トル当	iたり!)	
	につき)	10立	10立	20立	50立	100	200
		方メ	方メ	方メ	方メ	立方	立方
		ート	ート	ート	ート	メー	メー
		ルま	ルを	ルを	ルを	トル	トル
		で	超え	超え	超え	を超	を超
			20立	50立	100	え20	える
			方メ	方メ	立方	0立	部分
			ート	ート	メー	方メ	
			ルま	ルま	トル	ート	
			で	で	まで	ルま	
						で	
13 ₹	1,665円	83円	195	198	200	201	220
リメ			円	円	円	円	円
ート							
ル							
20 ₹	1,735円						
リメ							
ート							
ル							
25 ₹	1,750円						
リメ							
ート							
ル							
30 ₹	2,550円						
リメ							
ート							
ル							
	5,600円						
リメ							

ا ا				
ル				
50 ₹	6,000円			
リメ				
ート				
ル				
75 ₹	28, 000			
リメ	円			
ート				
ル				
100	32,000			
ミリ	円			
メー				
トル				

備考 専用給水装置及び共用給水装置の、口径 13ミリメートル及び20ミリメートルの基本 料金には、水量5立方メートル分までを含むものとし、これに係る従量料金については、5立 方メートルを超える部分について適用するものとする。

ート		
ル		
50 ₹	6,000円	
リメ		
ート		
ル		
75 ₹	28, 000	
リメ	円	
ート		
ル		
100	32,000	
ミリ	円	
メー		
トル		

備考 専用給水装置及び共用給水装置の、口径 13ミリメートル及び20ミリメートルの基本 料金には水量5立方メートル分までを含むもの とし、これに係る従量料金については5立方メ ートルを超える部分について適用するものとす る。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。